「稚内市廃棄物最終処分場」
生活環境影響調査の概要

1　生活環境影響調査について

生活環境影響調査は、廃棄物処理施設の設置または変更に伴う周辺地域の生活環境への影響を調査し、地域の生活環境への適正な配慮を行うために実施するものである。調査項目は、大気環境（大気質、騒音、振動、悪臭）と水環境（水質、地下水）ととされている。

2　変更内容と生活環境影響調査との関係性

予定している変更内容と、生活環境影響調査との関係性は次の通りである。

設備の変更として、浸出水処理施設のうち増設水槽・増設脱水機（以下「浸出水処理施設（増設部）」とする）の稼働の停止と撤去を予定している。施設の稼働は大気環境（騒音・振動）に対する影響要因であるため、変更により大気環境（騒音・振動）に対する影響が変化する可能性がある。この点について、次項で整理する。

なお、浸出水処理施設の処理水を下水道放流とし河川に放流しないことは変更しないので、浸出水処理施設（増設部）の撤去による水環境（水質）への影響は変化しない。

維持管理計画の変更として、漏水検知システムの停止及び地下水の測定頻度の変更を予定しているが、いずれも水環境（地下水）への影響が変化する変更には相当しない。また、発生ガス及び内部温度の測定方法の変更を行うが、生活環境影響調査における影響要因には該当しない。

3　騒音・振動に関する生活環境影響調査の結果

(1) 騒音・振動に関する過去の生活環境影響調査の確認

処分場設置許可申請時の生活環境影響調査では、予測地点における予測値として騒音：46dB（昼間）、振動：不検知、目標値として騒音：60dB（昼間）、振動：55dBとしていた。

(2) 騒音・振動に関する環境管理結果の確認

最終処分場の開業後の環境管理結果では、騒音および振動ともに、敷地境界における測定値が、予測地点における目標値を、事業所内の騒音により超過することはなかった。

(3) 騒音・振動に影響する設備の変更

今回の設備の変更は、浸出水処理施設（増設部）、すなわち平成30年（2018年）に設置した増設水槽および令和元年（2019年）に設置した増設脱水機を撤去するものである。

(4) 結論

今回の設備の変更では、変更前は、浸出水処理施設（増設部）の稼働により騒音・振動が発生するが、変更後は、当該部分からの騒音・振動が発生しなくなるため、将来に向かって騒音・振動は低減される。

すなわち、変更による大気環境（騒音・振動）の影響は無いと評価される。